



事務連絡
平成20年2月8日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

食品中に残留する有機リン系農薬に係る試験法について

標記について、有機リン系農薬のうち別添に示す45品目に関する検査については、平成20年2月4日付け事務連絡「食品中に残留する農薬メタミドホスに係る試験法について」でお示した試験法により対応可能であることが確認されましたので、参考までにお知らせします。

なお、本試験を参考にされる場合には、下記の事項に留意願います。

記

- 1 本試験法は、あくまで食品中に高濃度に残留するこれら農薬の検査を目的とするものであり、残留基準値の検査に必要な感度(定量限界:0.01mg/kg)は得られておらず、農薬メタミドホスと同様、定量限界0.2mg/kgであること。
- 2 別添の45品目の適用については、蛍光光度型検出器(リン用干渉フィルター)付きガスクロマトグラフ(GC-FPD(P))による試験結果により確認したこと。
- 3 試験溶液の調製において、酢酸エチル抽出液の濃縮過程では乾固しないよう注意が必要であり、酢酸エチル抽出液を約10mLに濃縮後、酢酸エチルで20mLに定容すると良いこと。

(別添)

平成20年2月4日付け事務連絡の試験法により対応可能な有機リン系農薬

- | | | | |
|----|------------------------------|----|---------------|
| 1 | EPN | 26 | パラチオン |
| 2 | ジメチルピホス | 27 | パラチオンメチル |
| 3 | アセフェート | 28 | ピラクロホス |
| 4 | イソフェンホス | 29 | ピリダフェンチオン |
| 5 | イプロベンホス(IBP) | 30 | ピリミホスメチル |
| 6 | エチオン | 31 | フェニトロチオン(MEP) |
| 7 | エディフェンホス(EDDP) | 32 | フェンスルホチオン |
| 8 | エトプロホス | 33 | フェンチオン(MPP) |
| 9 | エトリムホス | 34 | フェントエ-ト(PAP) |
| 10 | カズサホス | 35 | ブタミホス |
| 11 | キナルホス | 36 | プロチオホス |
| 12 | クロルピリホス | 37 | プロパホス |
| 13 | クロルピリホスメチル | 38 | プロフェノホス |
| 14 | クロルフェンピンホス | 39 | ホサロン |
| 15 | サリチオン ^(注) | 40 | ホスチアゼート |
| 16 | シアノフェンホス(CYP) ^(注) | 41 | ホスメット(PMP) |
| 17 | シアノホス(CYAP) | 42 | ホルモチオン |
| 18 | ジクロフェンチオン(ACP) | 43 | マラチオン |
| 19 | ジクロルボス(DDVP) | 44 | メタミドホス |
| 20 | ジメトエ-ト | 45 | メチダチオン(DMTP) |
| 21 | スルプロホス | | |
| 22 | ダイアジノン | | |
| 23 | チオメトン | | |
| 24 | テルブホス | | |
| 25 | トルクロホスメチル | | |

(注) 15 サリチオン、16 シアノフェンホス(CYP)については、食品衛生法に基づく残留農薬基準は設定していない。